

(別添)

平成24年12月4日

総務大臣

樽床伸二 殿

日本放送協会

会長 松本正之

協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務における提供番組の追加についての認可申請書

放送法第20条第2項第8号の業務として、標記の業務を行いた
いので、放送法第20条第10項の規定に基づき、別紙書類を添え
て認可申請いたします。

(別紙)

1 業務の内容

日本放送協会（以下「協会」という。）のラジオ第一放送、ラジオ第二放送及びFM放送（以下、それぞれR 1、R 2、FMと呼ぶ。）の放送番組を、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する補完的な措置として、これらの放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務について、現行（平成23年3月9日総務大臣認可）に加え、一部の地域放送番組を追加して提供する。

2 業務を行うことを必要とする理由

夜間の外国電波混信やマンション等鉄筋コンクリート住宅の普及等により、協会のラジオ放送が聴取しにくい地域、場所が拡大しつつあるところ、こうした状況の改善に資するための補完的な措置として、現在、試行的にラジオ放送番組をインターネットを通じて放送と同時に一般に提供し、その効果を検証・確認しているところである。

現在は、R 1、FMについては東京からの全国向け放送番組を基本として提供しているが、本業務の目的である、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する補完的な措置としての効果を検証する上では、現行認可業務の利用者（聴取者）からの要望をふまえて、地域放送番組を新たに加えることにより、より多くの聴取者の利用による幅広いデータの収集が期待できること、また、地域放送番組の提供のあり方（実施体制等）の検証も必要な課題であることから、地域放送番組の提供も対象とするものである。なお、追加する地域放送として、近畿広域放送（FMについては大阪府域）、中京広域放送（FMについては愛知県域）及び宮城県域放送を選定したのは、当該放送対象地域の人口、地域放送番組比率といった点を勘案したものである。

3 業務の実施計画の概要

(1) 新たに追加して提供する番組

R 1：近畿広域放送、中京広域放送、宮城県域放送

FM：大阪府域放送、愛知県域放送、宮城県域放送

(2)提供エリア

現行と同様、国内に限定する。(国内での地域制限はしない。)

(3) 提供態様及び提供品質

現行に同じ。

- ・ユニキャストによるストリーミング方式で、NHKのホームページから提供する。
- ・送信時の伝送速度は1チャンネルあたり48kbps程度とする。
- ・R1はモノラル、FMはステレオで提供する。

(4) その他

- ・ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性等について、アンケート等により検証・確認を行う。
- ・PCによる利用のほか、インターネットにアクセス可能な携帯端末等による利用も可能とする。
- ・遅延や権利上の理由等により、提供できない番組がある。

4 業務の収支見込み(平成25年度)

提供番組の追加に伴う支出 1.3億円

(設備整備費0.9億円、運用費0.4億円と見込む)

収入 なし

<参考>現行認可業務の支出見込み (単位 億円)

区分	23年度	24年度	25年度
支出	1.4	0.8	0.8

(認可申請書(平成23年2月22日)記載のもの)

5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

平成25年度収支予算において措置

6 その他必要な事項

- (1) 新たに提供する番組については、平成25年4月以降開始を目途とし、平成25年度末まで実施する。

- (2) ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性の検証を行った上で、必要があるときは、実施内容の変更・延長等のための認可申請を行うこととする。なお、本業務に係る認可の終了後のあり方については、それまでの間に、業務の実施状況等を踏まえ、検討する予定である。
- (3) 業務の実施状況については、別途報告する。